

茨城小児科学会会則 第2版

第1版：昭和63年4月 1日施行

第2版：平成25年7月31日施行

(名称)

第一条 本会は日本小児科学会茨城地方会として発足し、平成25年7月31日以降は茨城小児科学会と称する。

(事務局)

第二条 本会は事務局を、つくば市天王台1-1-1筑波大学医学医療系小児科（平成23年10月に改称）におく。

(目的)

第三条 本会は、小児科学に関する学術の進歩並びに知識の普及を図り小児の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第四条 本会は前条の目的を達成するため、茨城県小児科医会と提携して次の行事を行う。

1. 学術集会並びに研修会の開催
2. 日本小児科学会専門医，認定施設に関すること
3. 県内外の関連団体，機関との提携
4. その他本会の目的達成のために必要な事業

(正会員の資格)

第五条 本会の正会員の資格は、本会の目的に賛同する茨城県内に在住または在勤する医療従事者及び理事会の承認を得たものとする。

(入会手続き)

第六条 本会に入会しようとする者は、入会申込書に当該年度の会費を添えて会長宛に申請するものとする。

(脱会・異動の届出)

第七条 正会員は脱会しようとする時、あるいは異動を生じた時にはすみやかに本会に届け出なければならない。

(会費の納入の義務)

第八条 正会員は総会で定めた会費及び会費及び負担金を一定の期日内に納入しなければならない。

(資格の喪失)

第九条 次の各号に該当する場合は、正会員の資格を失う。

1. 死亡または退会した場合
2. 3年間にわたり会費を納入しなかった場合
3. 総会の決議により除名された場合

(名誉会員)

第十条 本会に名誉会員を置くことができる。名誉会員は会長が推薦し、総会の承認を得て決定する。名誉会員は本会の会費、負担金を免除される。

(役員)

第十一条 本会に次の役員をおく。

会長 1名

副会長 2名

理事 若干名

監事 2名

第十二条 理事は別に定める県内ブロック別定数により正会員のなかから選出され総会で決定する。会長は理事の互選による。副会長、監事は会長が指名する。なお会長は正会員の中から若干名の理事を追加指名することができる。

(職務)

第十三条 会長は本会を代表し会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は理事会で定めた順位により職務を代行する。理事は理事会を組織して会務を処理する。監事は本会の会務、会計及び財産を監査する。

(任期)

第十四条 役員任期は3年とする。但し再任を妨げない。

(総会)

第十五条 会長は年1回以上総会を招集し、議長となる。

第十六条 総会の開催には会員の過半数の出席を要する。但し委任状の提出者は出席とみなす。議事は出席者の過半数で決し、賛否同数の時は議長の決するところによる。

(理事会)

第十七条 会長は必要に応じ理事会を招集する。

(会計)

第十八条 本会の会計は、会費、負担金、その他の収入を以てあたる。

(会計年度)

第十九条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(会則の変更)

第二十条 会則の変更は総会の議決を要する。

付 則

1. この会則は昭和63年4月1日より施行する。
2. 会員が死去した場合には供物を謹供する。
3. ブロックは、県北、県中、県西つくば、県南とする。
4. 学術集会の演者ならびに共同演者は学会会員であることを原則とする。
5. 事務局所在は、平成23年10月の組織改称により筑波大学医学医療系小児科とする。

6. この会則（第2版）は平成25年7月31日より施行する。